

○宇部市住居表示審議会条例

昭和三十八年十二月二十四日

条例第四十七号

(設置)

第一条 市長の諮問に応じ、住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)に規定する方法により実施する住居表示に関する重要事項を調査、審議する調査審議するため、宇部市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一三条例二八・平二七条例二二・一部改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、審議会に、当該住居表示施行地区内の特別の事項を調査、審議する調査審議するため必要があると認めるときは、五人以内の特別委員を置くことができる。

(平一三条例二八・平二七条例二二・一部改正)

(委員及び特別委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 学識経験者

二 関係行政機関の職員

2 特別委員は、当該住居表示施行地区内の関係者のうちから市長が任命する。

(平一三条例二八・平二七条例二二・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該任務の事項に関する調査、審議調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平一三条例二八・平二七条例二二・一部改正)

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(役員職務)

第六条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 会議は、委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平一三条例二八・全改)

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に

定める。

附 則 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十五年六月三十日条例第三十三号)

この条例は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附 則(平成十三年九月二十六日条例第二十八号)

1 この条例は、平成十三年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する宇部市住居表示審議会の委員の任期については、改正後の第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成二十七年三月三十一日条例第二十二号)

この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。